

要配慮者に係る「資格確認書」の申請について

介助者などの第三者が、本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証をお持ちでも、マイナ保険証での受診が困難である「要配慮者」等については、交付申請手続きを行うことで、健康保険証に代わる「資格確認書」の交付を受けることができます。

また、病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合でも、資格確認書を申請しご利用できます。

1. 要配慮者の対象者の例

- ①要介護認定を受けている方
- ②障害者手帳の交付を受けている方
- ③DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方、設定されることが予定されている方
- ④その他、マイナ保険証での受診が困難と認められる方

* 上記「要配慮者の対象者」1から3に該当しない方で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があるなどマイナ保険証での受診が困難な方は、対象者4として検討しますのでご相談ください。

【申請に必要なもの】

- ①の場合：介護保険被保険者証
- ②の場合：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ③・④の場合：必要に応じ関係資料をご提出願います

2. 要配慮者に該当しない方の例

要配慮者の対象者の例に該当しない方で、下記の方々は要配慮者として認められません。

- ①介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある高齢者・要介護認定を受けていない方
- ②障害者手帳の交付を受けていない方
- ③念のため資格確認書を持っておきたい方
- ④マイナンバーカードを読み取る端末がない医療機関を受診する方など

* マイナンバーカードを読み取る端末がない医療機関を受診する方は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示することで受診できます。

3. 申請書

添付「健康保険 資格確認書 (再)交付申請書」

* 要配慮者の対象となる場合、③理由欄の7を選択してください。